

「板橋区生涯学習推進懇談会設置要綱」

(平成2年9月3日区長決定)

(設置目的)

第1条 区民の生涯学習についての要望等を行政施策に反映させるため、板橋区生涯学習推進懇談会（以下、「推進懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進懇談会は、次の事項について検討し、必要に応じ区長に提言する。

- (1) 区民の生涯学習に対する要望について
- (2) 区の生涯学習に関する行政施策について
- (3) その他、生涯学習の振興に係わること

(委員)

第3条 推進懇談会の委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 地域団体等の代表者 9人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 公募委員 2人以内
- (4) 区職員のうち別表に掲げる職にある者

2 推進懇談会に、特別の事項を検討審議させる必要があるときは、区長が委嘱する臨時委員を若干人置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別事項を検討審議する期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、推進懇談会の会務を統括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があるときは、区の職員及び関係者等の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 推進懇談会は、公開とする。ただし、会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合には、座長は委員の意見を聴き、一部又は全部を非公開とすることができる。

2 公開の方法は、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

(小委員会の設置)

第8条 推進懇談会は、検討課題につき専門的かつ具体的に協議するために、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、次の各号により運営する。

(1) 小委員会は、座長が指名した委員により構成する。

(2) 小委員会は、必要の都度座長が召集する。

(3) 座長が必要と認める場合は、小委員会構成員以外の委員も出席及び発言の機会を有するものとする。

(事務局)

第9条 推進懇談会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第10条 本要綱に定めるもののほか、推進懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年9月3日から施行する。

2 板橋区生涯教育懇談会設置要綱（昭和63年5月13日区長）及び板橋区生涯学習推進会議設置要綱（平成元年5月1日区長決定）は廃止する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成9年4月1日から適用する。

2 この要綱の一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

- 3 この要綱の一部改正は、平成16年2月5日から適用する。
- 4 この要綱の一部改正は、平成17年9月1日から適用する。

別表（第3条関係）

板橋区生涯学習推進懇談会委員

部	役 職
教育委員会事務局	教育委員会事務局次長